

北海道警察似顔絵技能者等運用要綱の制定について

平成22年 3月 1日

道本鑑第384号

/警察本部各部、各所属の長/警察学校長/各方面本部長/各警察署長/あてこの度、別添のとおり「北海道警察似顔絵技能者等運用要綱」を制定し、実施することとしたので、所属職員に周知徹底の上、その運用に誤りのないようにされたい。

なお、北海道警察似顔絵担当者等指定運用要綱の制定について（平2.3.15道本例規通達（鑑）第10号）は、廃止する。

別添

北海道警察似顔絵技能者等運用要綱

第1 趣旨

この要綱は、似顔絵（犯罪捜査に係る似顔絵をいう。以下同じ。）の作成、報告等について定めるとともに、似顔絵の作成技術を有する警察職員の運用について必要な事項を定めるものとする。

第2 定義

- 1 この要綱において「似顔絵受講者」とは、第9の1の事項により実施する似顔絵講習を修了した者（似顔絵技能者を除く。）をいう。
- 2 この要綱において「似顔絵技能者」とは、似顔絵の作成技術が相当程度に優れている者として、似顔絵受講者のうちから刑事部長が認定したものをいう。
- 3 この要綱において「似顔絵指導者」とは、似顔絵の作成技術に関する指導力を有する者として、本部（警察本部又は方面本部をいう。以下同じ。）の鑑識課に勤務する似顔絵技能者のうちから刑事部長が指定したものをいう。

第3 似顔絵技能者の認定等

- 1 似顔絵技能者の認定は、次に掲げるところにより行うものとする。

警察署長等（警察署長又は本部の犯罪捜査を主管する課長をいう。以下同じ。）又は本部の鑑識課長は、所属の似顔絵受講者のうち、事件の検挙又は解決の端緒となる似顔絵を作成したものの他の似顔絵の作成技術が相当程度に優れていると認められるものについて、似顔絵技能者推薦書（別記第1号様式）により刑事部長に（警察署長等にあつては、本部の鑑識課長を経由して刑事部長に）推薦すること。

刑事部長は、前事項による推薦があつた場合は、必要な審査を行い、当該推薦に係る者が似顔絵技能者としての適性を有すると認めたときは、その者を似顔絵技能者に認定し、似顔絵技能者認定証（別記第2号様式）を交付すること。

- 2 似顔絵技能者は、警察署長等又は本部の鑑識課長の指揮を受け、積極的に似顔絵を作成するものとする。

第4 似顔絵指導者の指定等

- 1 刑事部長は、本部の鑑識課に勤務する似顔絵技能者のうちから適任と認めるものを似顔絵指導者に指定するものとする。

- 2 前事項による指定及び当該指定の解除は、似顔絵指導者指定（解除）簿（別記第3号様式）によりするものとする。
- 3 似顔絵指導者は、本部の鑑識課長の指揮を受け、第9の1の事項により実施する講習その他の機会において、職員に対する似顔絵の作成技術の指導を行うものとする。

第5 似顔絵技能者等の出動

警察署長等又は本部の鑑識課長は、似顔絵の作成が必要と認められる事件（以下「対象事件」という。）を認知したときは、所属の似顔絵技能者又は似顔絵受講者（以下「似顔絵技能者等」という。）を出動させ、似顔絵の作成に当たらせるものとする。

第6 応援派遣

- 1 警察署長等は、対象事件を認知した場合において、所属の似顔絵技能者等が不在又は事故あるときは、他の警察署長等又は本部の鑑識課長に対し、似顔絵作成依頼・報告書（別記第4号様式）により、似顔絵技能者の応援派遣を要請することができる。
- 2 警察署長等は、前事項による要請（他の警察署長等に対するものに限る。）をしたときは、似顔絵作成依頼・報告書の写しにより、その旨を本部の鑑識課長に通報するものとする。
- 3 1の事項による要請を受けた警察署長等又は本部の鑑識課長は、業務の遂行に著しい支障がある場合を除き、所属の似顔絵技能者を派遣するものとする。

第7 似顔絵の作成報告

- 1 似顔絵技能者等は、対象事件に係る似顔絵を作成したときは、似顔絵作成報告書（別記第5号様式）により、その結果を当該事件の捜査を指揮する警察署長等に報告するものとする。
- 2 前事項による報告を受けた警察署長等は、似顔絵作成報告書の写し及び似顔絵作成依頼・報告書により、その内容を本部の鑑識課長を経由して刑事部長又は方面本部長に報告するものとする。

第8 似顔絵作成事件の検挙（解決）報告

警察署長等は、似顔絵の作成に係る事件を検挙し、又は解決した場合は、似顔絵作成事件検挙（解決）報告書（別記第6号様式）により、その旨を本部の鑑識課長を経由して刑事部長又は方面本部長に報告するものとする。

第9 講習の実施

- 1 警察本部鑑識課長は札幌方面の所属の職員に対し、方面本部の鑑識課長は当該方面の所属の職員に対し、年1回以上、似顔絵の作成に必要な技能及び知識を習得させるための講習（以下「似顔絵講習」という。）を実施するものとする。
- 2 警察署長等は、所属職員のうちから似顔絵の作成技術を有すると認められるものを選考の上、当該職員に積極的に似顔絵講習を受けさせるものとする。
- 3 本部の鑑識課長は、似顔絵講習を実施した場合は、これを修了した者の所属及び氏名を確認するとともに、その実施結果を刑事部長又は方面本部長に報告するものとする。

第10 似顔絵技能者に関する名簿

- 1 警察本部鑑識課長は、必要の都度、似顔絵技能者に関する名簿(以下単に「名簿」という。)を作成し、及びこれを各所属の長に送付するものとする。
- 2 所属の長は、名簿に登載された所属職員が異動したとき、その他所属職員に係る名簿の登載事項に変更が生じたときは、速やかに、その旨を本部の鑑識課長に通報するものとする。

第11 経過措置

この要綱実施の際現に北海道警察似顔絵担当者等指定運用要綱の制定について(平2.3.15道本例規通達(鑑)第10号)別添北海道警察似顔絵担当者等指定運用要綱に定める似顔絵作成技能者又は似顔絵受講者である者は、それぞれこの要綱に定める似顔絵技能者又は似顔絵受講者とみなす。

別記様式省略